

【インフルエンザの出席停止の期間の基準】

別添 1

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行）

出席停止日数の数え方

発症（発熱）日を0日とする。

発症した後5日を経過

発症日 (0日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目 (登校可)
1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28

かつ

解熱した後2日を経過するまで

A 1/24に解熱した場合

発症日 (0日)	1日目	2日目 解熱	3日目 解熱後 1日	4日目 解熱後 2日	5日目	6日目 登校可
1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28

Aの場合は 1/28に登校可能

B 1/26に解熱した場合

発症日 (0日)	1日目	2日目	3日目	4日目 解熱	5日目 解熱後 1日	6日目 解熱後 2日	7日目 登校可
1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29

Bの場合は 1/29に登校可能